

他の行政機関・公共的機関

予め電話などで確認してください。

鶴見区内に土地・家屋を所有している方

土地・家屋の登記名義人住所変更の届出

大阪法務局 (6942-9476)
中央区大手前 3-1-41
大手前合同庁舎

※ 他の市町村に土地・家屋をお持ちの方は所轄の法務局（出張所）で手続きをしてください。

運転免許証をお持ちの方

住所変更の届出

鶴見警察署 (6913-1234)
鶴見区諸口 6-1-1

軽自動車をお持ちの方

住所変更の届出

軽自動車検査協会大阪主管事務所
(050-3816-1840)
住之江区南港東3-4-62

126cc～250ccのバイクをお持ちの方

軽自動車届出済証の住所変更の届出

なにわ自動車検査登録事務所
(050-5540-2059)
住之江区南港東3-1-14

251cc以上のバイクをお持ちの方

自動車検査証（車検証）の住所変更の届出

普通自動車をお持ちの方

自動車検査証（車検証）の住所変更の届出

パスポートをお持ちの方
(パスポートセンター)

氏名・本籍変更の届出

大阪府パスポートセンター (6944-6626)

電気（関西電力）

電気の使用開始
(ハガキを投函)

関西電力センター
(0800-777-8810)
関西電力以外はご加入の事業者にご確認ください

水道

水道の使用開始

水道局お客さまセンター (6458-1132)

ガス

ガスの使用開始

大阪ガスお客さまセンター
(0120-0-94817)

大阪ガス以外はご加入の事業者にご確認ください

電話をお持ちの方

電話の移転

ご加入の事業者にご確認ください。

郵便局

転居の届出
(ハガキを投函)

最寄りの郵便局におたずねください

金融機関・郵便局
(通帳・簡易保険等をお持ちの方)

通帳・簡易保険等の住所変更の申出

どこの支店・郵便局でも可能。

令和7年12月現在で作成したものです。窓口・電話番号や手続方法などが変わることがありますので、ご承知おき願います。 作成：鶴見区役所

主な手続き窓口のご案内

市外から転入した場合

鶴見区役所（代表電話）
電話 06-6915-9986

お気軽に職員に声をかけください。

転入届

1階 3番窓口
窓口サービス課（住民情報）
(6915-9963)

※ 住み始めてから14日以内に届け出してください。

※ マイナンバーカード（個人番号カード）・住基カードをお持ちの方は、住所異動届出の際に申し出てください。

※ 小中学生のお子さんがいる方は、就学通知書をお受け取りください。

※ 前住地で発行の転出証明書が必要です。

その他の手続き窓口について

※ 手続の方法や期限など、詳しくは各担当までお問い合わせください。

新たに印鑑登録をする方 印鑑登録の申請

※ 前住地（他市町村）での印鑑登録は、住民票の転出届によって自動的に廃止されます。

◎ 保険・年金のこと

1階 10番窓口
保健福祉課（高齢者支援）
(6915-9859)

65歳以上の方及び、
40歳以上で介護保険の認定を受けている方 介護保険要介護認定
(継続) 継続の届出

国民健康保険・後期高齢者医療に関する相談
(以前の市区町村から引き続き加入する場合は、1階3番窓口での住民異動届時に申し出てください。)

3階 31番窓口
窓口サービス課（保険年金）
(6915-9956)

以前の市区町村で国民年金に加入していない方で、転入に伴い国民年金に加入することとなる方

城東年金事務所 (6932-1161)
城東区中央1-8-19

国民年金(第1号)に加入している方 引落先の変更や、
その他の相談
※第3号、厚生年金、共済組合加入者は、お勤め先に届け出ください。

年金加入者の住所変更は、1階3番窓口で提出される住民異動届で完結しますが、年金を受け取られている方は、基礎年金番号をご用意のうえ、年金事務所にお問い合わせください。

国民年金を受給している方 振込先の変更や、
その他の相談

厚生年金を受給している方

◎ 保健・福祉のこと

● 高齢の方

70歳以上の方

敬老優待乗車証交付の申出

1階 10番窓口
保健福祉課(高齢者支援)
(6915-9859)

● 障がい・指定難病等のある方

身体障がい者手帳の1~2級をお持ちの方

精神障がい者福祉手帳の1級をお持ちの方

療育手帳A判定またはB1判定で身体障がい者手帳をお持ちの方

前住所地で心身障がい者扶養共済制度に加入していた方

療育手帳をお持ちの方

身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院医療等)をお持ちの方

特別障がい者・障がい児福祉手当等を受給している方

特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方

小児慢性特定疾患医療受給者証をお持ちの方

公害医療手帳・被爆者健康手帳をお持ちの方

重度障害医療費助成の申請

住所変更の届出

療育手帳の申請(本市で新たに申請)

市外転入の届出

受給者証交付の申請

市外転入の届出

1階 13番窓口
保健福祉課(障がい者支援)
(6915-9857)

● お子さんのいる方・妊娠されている方・18歳以下の方※18歳に達した後、最初の3月31日を迎えておられない方

保育所への入所を希望する方

保育所入所の相談・申請

妊娠されている方・小学校入学前のお子さんがいる方

妊娠検査受診手帳・乳幼児健診予防接種手帳交付申請

母子手帳をご持参ください。

1階 12番窓口
保健福祉課(子育て支援)
(6915-9107)

1階 11番窓口
保健福祉課(健康づくり)
(6915-9882)

前住所地で児童手当を受けていた方

児童手当の認定請求
(転出予定日から15日以内)

18歳に達した年度末までの児童がいる方

こども医療費助成の申請

18歳に達した年度末までの児童を扶養するひとり親の方

ひとり親家庭医療費助成の申請

前住所地で児童扶養手当を受けていた方

児童扶養手当の認定請求

前住所地で特別児童扶養手当を受けていた方

住所変更の届出

1階 12番窓口
保健福祉課(子育て支援)
(6915-9107)

1階 13番窓口
保健福祉課(障がい者支援)
(6915-9857)

◎ 税金のこと

排気量125cc以下のバイクをお持ちの方

軽自動車税の新規申告

鶴見区内に土地・家屋をお持ちの方

固定資産税・都市計画税の納稅義務者住所変更の届出

京橋市税事務所 軽自動車税担当
(4801-2954)
都島区片町2-2-48 JR京橋駅NKビル

京橋市税事務所 固定資産税担当
土地(4801-2957)
家屋(4801-2958)

※他の市区町村に土地・家屋をお持ちの方は、それぞれの市区町村の固定資産税担当課に住所変更の届け出をしてください。

住民税(市・府民税)を納めている方

住所変更の手続きは特に必要ありません

※住民税は、原則として、1月1日現在の住民登録のある市町村でかかります。

住民税(市・府民税)・固定資産税の口座振替を希望される方

振替の相談・申込み

船場法人市税事務所 収納管理グループ
(4705-2953)
中央区船場中央1-4-3-203
船場センタービル3号館2階

◎ その他暮らしのこと

犬を飼っている方

登録変更の届出

1階 11番窓口
保健福祉課(生活衛生)
(6915-9973)

※犬の所在地が変わっていない場合はお手続きの必要はありません。